

国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書

義務教育の根幹である教育の機会均等、水準の維持・向上及び無償制を財源の面から保障する義務教育費国庫負担制度は、平成 18 年に国庫負担の割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫している。

現在の義務教育に求められているのは、一人ひとりに行き届いた教育が行われることであり、学校現場での様々な支援を必要とする子どもへの対応が複雑化・困難化する中、抜本的な教職員の定数改善や、過去最多となっている不登校の子どもとその保護者への支援を充実させるため、国の予算によるスクールカウンセラー等専門スタッフの全校への常勤配置、そして中学校を含めた 35 人学級の導入が必要である。

相模原市では、教育委員会が中心となり、教員の長時間勤務の改善に向けた取組が進められているが、令和 6 年 4 月における超過勤務時間が 80 時間を超えた教員の割合が、小学校で約 1 割弱、中学校では約 2 割程度となっており、依然として厳しい労働環境であることに変わりはなく、教員を志望する学生の減少などから教員の不足・未配置が発生している状況である。教職員の使命感や献身性に依拠することなく、人材の充実を含めた労働環境の整備を強力に推し進めなければ、子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を実現することはできない。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 中学校での 35 人学級を計画的に進めるとともに、教職員の定数を拡充し、スクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、介助員等の専門スタッフ職の充実及び常勤化を図るなど、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- 3 教員の未配置の解消に資するよう、労働条件に係る制度を改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 あ て

令和 7 年 9 月 3 0 日提出

提出者	相模原市議会議員	松 浦 千鶴子
提出者	相模原市議会議員	保 々 富美子
提出者	相模原市議会議員	務 川 慧
提出者	相模原市議会議員	こさわ 隆 宏
提出者	相模原市議会議員	榎 本 揚 助
提出者	相模原市議会議員	秋 本 仁
提出者	相模原市議会議員	大 沢 洋 子
提出者	相模原市議会議員	西 家 克 己
提出者	相模原市議会議員	阿 部 善 博